

# 地域福祉計画を策定します

私たちが毎日の生活の中で感じる「困りごと」には、福祉制度や行政だけでは対応できないものもたくさんあります。

市は、こうした課題を地域の助け合いによって解決しながら、子どもからお年寄りまで、健やかで安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

## 「地域福祉」とは

「福祉」と聞いて多くの人が思いつくのは、高齢者・障害者・児童など対象者ごとに分けられた福祉ではないでしょうか。

「地域福祉」とは、だれもが住みなれた地域で、安心して自立した生活を送れるよう、市民のみならず民間事業者、行政などが力を合わせ、自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくするための取り組みです。

## 今、地域に求められるのは

ホームレスや孤立死、子どもやお年寄りへの虐待などの問題が発生しています。

これらの問題は、近所付き合いが希薄になるなど、地域の連帯感の低下や家庭内での子育てや介護の力が弱まって

・福祉、保健、医療と生活関連分野との連携

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進

・市民、ボランティア団体、NPO法人などの活動への支援

・市民の意識の向上と主体的参加の促進

また、高齢者、障害者、児童などの個別の福祉計画では十分に対応できない生活課題についても検討をしていきます。

## 自分の問題として考えて

地域福祉は、自分には関係ないように思われる人もいるかもしれませんが、私たちが現実生活で既に実行しているものもあります。

例えば、お年寄りの人が重そうな荷物を持っているとき、家までの少しの間荷物を持ってあげること。初めての子育てで悩んでいる人に、子育てのアドバイスをすること。こういった普段の生活の中の助け合いもまた、地域福祉です。

この機会に、自分にできる地域福祉を考えてみませんか。

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達  
・多様なサービスの参入促進  
及び公私協働の実現

多くの意見を反映させるためにご協力をお願いします

地域での生活課題を一番良く知っているのは、市民のみなさんです。

市では、計画の策定に当たり、今後、一人でも多くのみなさんのご意見を反映させるために次のことを実施する予定です。

- ①市民アンケートの実施
- ②地域（小学校区）ごとの懇談会の開催
- ③地域福祉計画策定委員会への参加
- ④パブリックコメントの実施

より良い計画を策定するために、みなさんのご協力をお願いいたします。

★社会福祉課 ☎1142



## 市役所の人事異動

◆7月30日付け「死亡退職」  
▽桜沢庁市（建設課技能員）

災害時に利用する

可搬式発動発電機の  
貸借で覚書を締結

8月10日、本庄市と埴埴玉県建設業協会児玉支部は、「災害時に利用する可搬式発動発電機の貸借に関する覚書」を締結しました。

この覚書は、災害心急工事等に関する協定に基づき、災害が発生した場合に、非常用の電源を確保することを目的としています。

今回の覚書の締結により、市は、2台の可搬式発動発電機をいつでも使用できるようになりました。



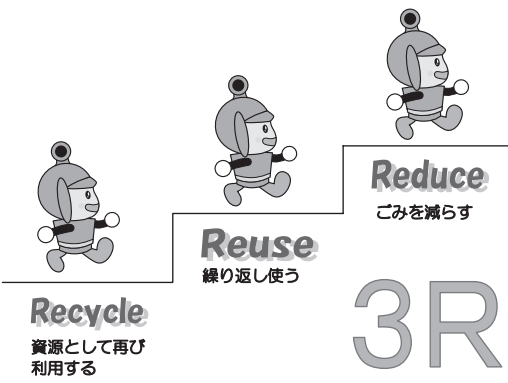
# 10月は3R推進月間です

一人ひとりができることから始めよう！

3Rとは、限りある資源をできるだけ有効に使い、環境と経済を両立する「循環型社会」のキーワードです。

「食べ残しをしない」「買い物袋を持参する」「ごみを分別し排出する」など、一人ひとりができることから始めれば、大きな力となります。

① Reduce(リデュース) 物を大切に使い、ごみを減らさない工夫をする。  
 ② Reuse(リユース) 使えるものを捨てずに再利用する。  
 ③ Recycle(リサイクル) 資源として再び利用する。



## 本庄まつりによる可燃ごみ収集中止のお知らせ

本庄まつりで市内が一時通行止めとなるため、本庄地域の一部では、次の日程で可燃ごみ収集が中止となります。

次回収集日までご家庭で保管をお願いします。

日時 11月2日(金)  
 対象 七軒町



※その他の地域のごみは、通常どおり収集します。

★環境推進課 ☎ 1172

3R推進月間パネル展と3Rについてみんなで考えよう

①市役所1階市民ホール会場  
 日程 10月17日(水)～23日(火)  
 (土・日を除く)

②セルデイ会場  
 日程 10月25日(木)～30日(火)  
 (休館日を除く)

①②共通  
 時間 午前9時～午後5時  
 ※各会場最終日は午後3時までとなります。

お買い物には「マイバッグ」  
 お出かけには「マイボトル」

市では、ごみを減らし、地球環境を守るため、マイバッグ・マイボトルの普及やレジ袋の削減キャンペーンを実施しています。

買い物にはマイバッグを、お出かけにはマイボトルを持って行きましょう。みなさんのご協力をお願いします。

★環境推進課 ☎ 1172、  
 環境産業課 ☎ 1333(1)内  
 線(333)

## 浄化槽を設置しているみなさんへ

生活排水による河川等の水質汚濁を防止し、生活環境を守るため、浄化槽設置者には次の法定検査等の実施が義務付けられています。

### ○法定検査

新規設置後3～8か月以内に実施する設置時検査と、年1回実施する定期水質検査があります。指定検査機関である(株)埼玉県浄化槽協会(☎ 48-533-4700)に依頼してください。

### ○保守点検

浄化槽の点検、調整や修理のことで、浄化槽の規模等により実施回数が定められていますので、県の登録を受けた業者に依頼してください。

### ○清掃

汚泥の引き抜きや、機器類の洗浄で、年一回以上の実施が必要です。市の許可を受けた業者に依頼してください。

### 浄化槽の維持管理の啓発について

市では、浄化槽の適切な維持管理の啓発のため、チラシの配布や浄化槽使用者等への訪問を実施します。

※留守の場合は、ポストにチラシを投かんする場合がありません。

※お問い合わせは左記へ  
 ★環境推進課 ☎ 1172  
 ★環境産業課 ☎ 1333(1)内  
 線(333)

## 10月18日(木)～12月31日(月)は 不法投棄等防止強化期間です！

埼玉県では、不法投棄を撲滅するため、民間、市町村等と連携して、不法投棄監視の一斉パトロール、産業廃棄物運搬車両路上調査の実施など、不法投棄等防止の取り組みを集中的に実施します。

不法投棄を発見したら、左記へすぐに通報してください。  
 電話番号 ☎ 0120-5301-384 (24時間受付。通話無料)

★埼玉県産業廃棄物指導課 ☎ 048-830-3136